

2025 年 6 月 30 日

各 位

会 社 名 ア ス カ 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 片 山 義 規
(コード番号 7 2 2 7 名証メイン)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 神 谷 政 志
(T E L . 0 5 6 6 - 6 2 - 8 8 1 1)

定款一部変更に関するお知らせ

2025 年 1 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更に関する件」を、2025 年 2 月 26 日開催の第 71 期定時株主総会に付議することを決議し、株主総会にて決議されたことを、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、第 42 条(剰余金の配当等の決定機関)及び第 43 条(剰余金の配当の基準日)を新設し、併せて内容が重複する現行定款第 6 条(自己株式の取得)、第 43 条(期末配当金)及び第 44 条(中間配当金)を削除するものであります。また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更ならびに一部字句の修正等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025 年 2 月 26 日
定款変更の効力発生日	2025 年 2 月 26 日

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 定 款
第1条～第5条 <条文省略>	第1条～第5条 <現行どおり>
(自己株式の取得) 第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。	<削除>
第7条～第42条 <条文省略>	第6条～第41条 <現行どおり>
<新設>	(剰余金の配当等の決定機関) 第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。
<新設>	(剰余金の配当の基準日) 第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年5月31日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(期末配当金) 第43条 当社は株主総会の決議によって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。	<削除>
(中間配当金) 第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	<削除>
(期末配当金等の除斥期間) 第45条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。	(配当金の除斥期間) 第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2 未払の配当金には利息をつけない。
	以 上